

高山市地域クラブ活動等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、高山市教育委員会が承認した地域クラブ活動（以下「認定地域クラブ活動」という。）及び中学校・義務教育学校（後期課程）部活動（以下「部活動」という。）の充実を図るため、認定地域クラブ活動及び部活動に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、高山市補助金交付規則（昭和34年高山市規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、認定地域クラブ活動及び部活動の代表者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、各認定地域クラブ活動又は部活動当たり、3,000円に各認定地域クラブ活動又は部活動の参加又は対象生徒数（当該年度6月1日現在）を乗じた額を上限とする。

2 前項の参加又は対象生徒数の算出に当たっては、複数の地域クラブ活動の重複又は地域クラブと部活動との重複は認めない。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする認定地域クラブ活動又は部活動の代表者（以下「申請者」という。）は、高山市地域クラブ活動等補助金交付申請書（別記様式第1号）に補助金交付申請額の算出基礎を明らかにする書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと決定したときは、速やかにその決定の内容及び条件を附したときはその条件を申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業等の内容を変更しようとするときは、あらかじめ高山市地域クラブ活動等補助金内容変更承認申請書（別記様式第2号）により、市長の承認を受けなければならない。

(補助金の概算払い)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定日以後において、補助金の概算払い請求をすることができる。この場合において、市長は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払いによる補助金を交付することができる。

(実績報告書等)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに高山市地域クラブ活動等補助金実績報告書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和8年5月1日から施行し、令和8年度以後の予算に係る補助金について適用する。

(高山市学校補助金交付要綱の一部改正)

- 2 高山市学校補助金交付要綱（平成元年12月1日決裁）の一部を次のように改正する。

改 正 前			改 正 後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
補助金名	補助対象事業 及び経費	補助金の額	補助金名	補助対象事業 及び経費	補助金の額
学校修学旅行補助金の項・学校保健会補助金の項（略）			学校修学旅行補助金の項・学校保健会補助金の項（略）		
特色ある学校 経営補助金	市立学校が特色ある学校経営推進協議会の認定を受け実施する特色ある学校経営推進事業に要する経費	(1)・(2)（略）	特色ある学校 経営補助金	市立学校が特色ある学校経営推進協議会の認定を受け実施する特色ある学校経営推進事業に要する経費	(1)・(2)（略）
中学校部活動 補助金	中学校部活動事業に要する経費	1部当たり、 15,000 円以内の額			